

## 6月府議会代表質問(大要)

### かみね史朗（日本共産党 京都市右京区）2015年6月23日

【加味根】日本共産党のかみね史朗です。議員団を代表して知事並びに関係理事者に質問いたします。最初に一言ご挨拶を申し上げます。日本共産党は、府会議員選挙で前回より3議席増の14議席を獲得させていただき、府議会第二党となりました。府民のみなさんの大きなご支援に心から感謝を申し上げますとともに、命と暮らし、憲法9条を守る期待の大きさを自覚し、選挙での公約実現に向けて全力を尽くす決意を表明するものであります。

#### **府民が求める新しい京都府のビジョンを提案**

それでは質問に入ります。いま府民のみなさんの多くが、消費税の増税と相次ぐ社会保障の後退や負担増、実質賃金の低下などによってきびしい生活を余儀なくされています。こうしたなかで、京都府に求められることは、住民福祉の向上と安心安全な持続可能な社会をつくることであると確信いたします。私は、こうした観点から、府民のみなさんの切実な声をもとに、いま、求められる新しい京都府のビジョンを提案しながら、知事の所見をお尋ねしたいと思います。

#### **ビジョン1—憲法9条守り、世界に平和を発信する**

第一に、戦争か平和かの歴史的な岐路に立つ中で、憲法9条を高々と掲げ、平和を世界に発信する京都府が求められていると考えます。

いま国会にかけられている戦争法案の成否は、戦後70年、戦争をしなかった日本が戦争する国に踏み出すのか、それとも憲法9条を守り発展させるのか、歴史的な分かれ道になるといわなければなりません。

#### **憲法違反の戦争法案に反対表明を**

そこで、まず、自民党、公明党などが戦争法案を何が何でも成立させるために、9月27日までの過去最高の会期延長を強行したことに、怒りを込めて抗議するものであります。

わが党の国会論戦を通じて戦争法案と推進勢力のもつ深刻な問題点と危険性が浮き彫りになりました。一つは、憲法を蹂躪する違憲立法であるということです。集団的自衛権の行使は、従来の憲法解釈の根本を百八十度転換する立憲主義の破壊であり、憲法9条の破壊にほかなりません。戦闘地域での武器の輸送や弾薬・燃料の提供などの軍事支援は、武力行使そのものであり、攻撃を受け応戦する危険性が高まります。さらに停戦合意のもとでの武力を伴う平和維持活動にも参加する可能性があきらかになりました。アフガニスタンでの平和維持活動では、自爆テロや攻撃などによってアメリカをはじめとした世界の軍隊で3500人もの戦死者が出ています。自衛隊は、仲間の兵士を救出奪還する「駆けつけ警護」も行うとしており、まさに「殺し殺される」事態になることは必至です。

二つには、この法案を推進している勢力が、異常なアメリカ従属を特徴としていることです。戦後、アメリカが行った戦争は、ベトナム、パナマ、グレナダ、イラクへの戦争など国連が国際法違反と断罪した侵略戦争がほとんどでした。歴代の自民党政府は、いずれの侵略戦争にもただの一回も反対したことがありません。このような異常なまでの対米追随の政府では、米国が無法な先制攻撃に乗り出した場合にも、米国から言われるままに集団的自衛権を発動することは明らかです。

三つには、過去の日本の侵略戦争を間違った戦争と言えない安倍政権が、戦争法案を推進する危険です。日本自身の過去の戦争への反省のない勢力が、憲法9条を破壊して「海外で戦争する国」への暴走をする。これほどアジアと世界にとって危険なことはありません。

こうした中で、6月4日に開催された衆議院憲法審査会の参考人質疑では、自民党、公明党も含めて同意した3人の憲法学者全員が、戦争法案について「集団的自衛権の行使は憲法に違反している」との認識を表明し、安倍内閣に大きな衝撃を与えました。

6月20日から21日に実施した共同通信社の世論調査では、戦争法案について「十分に説明しているとは思わない」は84.0%に達し、今国会での成立に反対が63.1%になっています。

私は、先日京都弁護士会の会長さんと戦争法案について懇談する機会がありましたが、5月1日に「集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定に基づく法整備に断固反対する会長声明」を発表した思いが熱く語られました。

また真宗大谷派にも問い合わせをさせていただきましたが、宗派として「安全保障関連法案」に反対する声明を発表されました。声明では、「真宗仏教者として、人々の深い悲しみと大いなる願いの中から生み出された日本国憲法の立憲の精神を蹂躪する行為を、絶対に認めるわけにはまいりません」と宣言されています。

さらに私は、元海上自衛隊員の方に思いを聞きました。「自衛隊員は、国民の命と安全、国土を守るために命を懸けて働いている。インド洋沖のアメリカ艦船への燃料補給業務に携わったが、静電気で火花が出れば大爆発を起こす極限状態の任務だった。自殺者が出るほどの任務をこなしている自衛隊員に戦闘地域まで行って軍事支援の任務を果たせという安倍首相は到底許せない」と怒りをあらわにされていました。

このように府民各界の戦争法案反対の声が広がり、京都府内各地をはじめ、全国津々浦々から戦争法案を廃案にしようとする大きな運動が広がっています。大山崎町議会では「慎重審議を求める意見書」、向日市議会では「安全保障関連法案の撤回を求める意見書」が可決する状況も生まれています。

そこで質問します。知事は、今年2月議会のわが党浜田議員の質問に対して、「二度と戦争を繰り返さないとの決意のもと、憲法9条に流れる平和主義のもとでわが国の平和と安全が守れるよう努力をしてみたい」と答え、昨年6月議会では、わが党迫議員の質問に対し「集団的自衛権は、国際的に認められているものの、我が国の憲法は武力行使を基本的に否定していくという中で、この問題はまさに国家のあり方の問題である。国民全体の意思が大切にされるべきもの」と答えておられます。知事、このような立場からからいえば、集団的自衛権を行使する戦争法案については憲法上問題ありということになるのではないかと思います。どのような認識をお持ちですか。私は、府民各界各層の多数の反対の意思表明や8割をこえる国民が説明不足と感じていることを踏まえ、また府内の多くの自衛隊員の命を守るためにも、戦争法案の今国会での成立に反対を表明すべきと考えますが、いかがですか、明確にお答えください。

## 戦後70年、まちがった戦争であったという認識あるか

同時に、戦後70年を迎えて、憲法9条を堅持し世界に平和を発信する京都府をつくるのか、戦争に協力し府民を戦場に駆り立てる京都府にするのか、知事の立ち位置が鋭く問われています。沖縄県の翁長知事は、オール沖縄の世論を代表し、辺野古への米軍新基地はつくらせないときっぱり日本政府にもアメリカ政府にも主張しました。私は、京都府知事として、今こそ、憲法9条を高く掲げて世界に発信する京都府をつくる決意を示すことが必要であると考えますが、いかがですか。お答えください。

知事は、2月議会において、戦後70年にあたっての所見について、「基本的には歴代の政府が述べてきた『村山談話』『小泉談話』と私はまったく同意見である」という認識を示されました。国会でわが党の志位委員長が、安倍首相にポツダム宣言で侵略戦争としての間違いを明確にしていることを示して、かつての戦争が間違った戦争であったという認識を持っているか質しました。安倍首相は、ポツダム宣言をつまびらかに読んでいないと述べ、明確な答弁をしませんでした。知事は、間違った戦争であるという認識を持っておられるのですか。この際明らかにして下さい。

## 米軍レーダー基地、安心安全おびやかす事態が次々

平和の関係で、京丹後市経ヶ岬への米軍レーダー基地について伺います。知事は、住民の安心安全が確保されなければ協力を撤回することもありうるとしてきましたが、住民の安心安全が損なわれる事態がますます

すひどくなっています。

米軍関係者による交通事故は1年もたたないのに17件、住民の人身事故が1件発生しました。ホテルからマイクロバスで通勤するという約束が破られ、住民への説明もないまま30人以上の軍人軍属が町の賃貸住宅に移り住み、全員が車でスピードを出して基地に通い、街中を走行しています。住民は、いつ事故に巻き込まれるかと不安が広がっています。自動車通勤は原則的にさせない約束であり、ただちに止めさせるべきです。いかがですか。

レーダーの発電機の騒音の問題では、地元住民のみなさんの強い抗議と京丹後市議会の要請によってマフラーが設置され、多少軽減されましたが、環境省の参照値を上回ったままであり、新たにレーダーを冷却する巨大なファンの音がけたたましく鳴り響いています。先日、私は議員団の同僚とともに現地調査を行いました。大きな音にびっくりしました。住民からは、夏場にかけて安眠が妨害されると怒りが広がっています。住民の安眠妨害の被害が続いており、ただちに発電機やファンを止めるよう要求すべきです。いかがですか。

この問題では、4月20日の参議院決算委員会で倉林議員が国の責任をきびしく追及しましたが、防衛大臣は「米側として商用電力の導入を検討しており、今後この追加的措置を講じたい」と答えましたが、その進捗状況はいかがですか。

基地には、有害物質や可燃性物質等のマークの付いたドラム缶やコンテナが住民への説明もなしに次々に持ち込まれ、つい最近にはパラボアンテナが設置され、不安が高まっています。レーダー基地の二期工事が始まるといわれていますが、工事内容について住民への説明会を開催すべきです。いかがですか。

軍属の居住地建設の問題でも、網野町島津の方々への事前の説明もされないまま事が進められたため、2日に行われた地元説明会では様々な意見が噴出し、まず住民の意向調査を行うことになっています。住民への丁寧な説明と同意なしに米軍住宅が作られることはあってはならないと思いますが、いかがですか。

いま地元住民をはじめ府内各界のみなさんが「京丹後に米軍基地はいらない」と現地で数度の大きな反対集会を開催するなど米軍レーダー基地の撤去を求める運動と世論は大きく広がっています。

住民の安心安全が確保されない米軍基地への協力は撤回すべきです。いかがですか。お答えください。

同時に、米軍レーダー基地の集団的自衛権行使の最前線基地となる危険性は、いま国会で成立が企まわれている戦争法案によって、いよいよ具体的なものとなってきました。

武力行使の「新三要件」の中では「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した」例として、アメリカに向かうミサイル攻撃をあげていますが、日本の自衛隊がそれを迎撃する任務に当たるといわれています。

4月末に改定された「日米防衛協力のための指針」では、米軍等への攻撃に対処するため、「自衛隊及び米軍は、各々の能力に基づき、適切な場合に、弾道ミサイルの迎撃において協力する」ことが明記されています。

知事は、京丹後に米軍レーダー基地を置くことは、国民の命と安全のためであり、抑止力を強化してこそ外交交渉も力を持つと答えてくれましたが、抑止力の強化とは、いざというときは集団的自衛権を行使し戦争するというものであり、どんな場合でも武力の威嚇や武力で国際紛争を解決してはならないという憲法9条の考え方を否定するものです。

知事、憲法9条を守る意思があるなら、集団的自衛権を行使し、軍事力で紛争を解決するための米軍レーダー基地には反対すべきではありませんか。いかがですか、まずここまでお答えください。

**【知事】**まず安保法制についてであります。京都府知事としてこの議場でわが国の安全保障にかかわる法制とそれに関する憲法解釈について答弁する立場にはないんですが、この問題は国家のあり方の問題、それもこれからの国家の基本にかかわる問題であると思っておりますので、そして何度もここで繰り返しておりますように、なによりも国民全体の意思が大切にされるべきでありまして、これは国民のみなさんから負託

うけてその任にあたっている、そして現在一生懸命審議をされている国会において慎重かつ十分に検討していただきたいということを望むものであります。また平和に関する認識につきましては、さる2月議会の施政方針で申し上げたとおり戦後70年という大きな節目の年を迎え、この節目の年にあらためて命の大切さをかみしめ、この命の大切さを未来に引き継いでいかねばならないと思います。2度と戦争を繰り返さない、その決意のもとに憲法9条の平和主義のもとにわが国の平和と安全が守れるように努力をしていかなければならないと思います。戦争につきましては、わが国はかつて植民地支配と侵略によって多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害と苦痛を与えたこの歴史の事実を謙虚に受け止め、あらためて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明する。これが小泉談話、村山談話の政府の意見であります。これにつきましては、私はまったく知事として支持するものでございます。

次に米軍レーダー基地についてでありますけれども、京都府はこれまで府民の安心安全の観点から防衛大臣に確認した安心安全にかんする事項がきっちりと履行されるよう状況確認をおこなっている。また問題が生じた場合は時機を逃さず防衛者や米軍に直接申し入れなども行い、厳しく対応を求めているところであります。そのなかで交通事故につきましては軍属も含めた交通安全の徹底を求めているところであります。これにたいして米軍におきまして、交通安全講習の受講や通勤は借家であってもシャトルバスの利用を促すなど、交通事故の防止について努力をしているところであります。

騒音問題につきましては喫緊の課題として対策を強く要請し、消音マフラーの設置など対策が講じられ、低周波音は屋外において屋内の環境省の参照値と同レベルまで制限をしたところであります。加えて今、抜本対策として商用電力の導入も努めているところ、現在米側と電力会社が協議をすすめておりまして、整備計画の策定に着手をしているところであります。ただ導入までは、期間もかかってまいりますので、鉄塔を建てて引いてこなければいけませんので、そうなるまいと追加対策も強く求めおきまして、現在防衛省と米軍におきまして防音壁のかさ上げなどが検討されているところであります。また米軍経ヶ岬通信所の2期工事につきましては、着工が今年の秋以降となる見込みでありますけれども、具体的に決まれば当然地元で工事内容や安全対策について説明をいただくこととなります。米軍属の居住地につきましては、これは地元・京丹後市の意向が非常に重要でありまして、私ども国にたいし求めますのは、まず京丹後市の意向を踏まえてきちっとやっていただきたい、ということでありまして、今後とも市の意向を踏まえた対応をおこなうよう求めていきたいと思っております。

Xバンドレーダーの情報につきましては、防衛大臣からわが国の防衛のために使うという言明を得ております。わが国の防衛に資するものとして協力しているものであります。

## 戦争法案ストップへ知事も声を上げるべき

**【かみね・再質問】** 戦争法案について、知事から憲法にかかわる明確な認識を聞くことができませんでした。しかし今歴史的なこの瞬間に戦争への歩みにストップをかけていくために、やはり知事として発信をしていくべきときなんではないかと思うんです。自民党の元幹事長の山崎拓さんや元政調会長の亀井静香衆院議員、元財務大臣の藤井裕久氏、元官房長官の武村正義氏がそろって記者会見されたことが大きな反響を呼んでおります。日本が今、戦後最大の危機に直面しているという認識の下で戦争法案について「不戦国家から軍事力行使国家へとの大転換を意味する」、このように評価されて反対を表明されました。また自民党の元官房長官・野中広務さんも、5月10日の南丹市でのイベントに参加をされまして、集団的自衛権行使を認める法整備に強く反対され、「偉大で誇れる憲法を守っていかなければならない」とこのように呼び掛けられたことが報道されています。自民党の重鎮のみなさんも声をあげているわけですから、知事も戦争法案について、今国会で成立を強行すべきでないと思えば声をあげるべきときではないでしょうか。北部の首長の方も議会で答弁をされているということをお聞きをしました。知事としても府民を代表して声を上げるべきときではないかと思っておりますので、再度答弁を求めたいと思っております。

もう一点、米軍レーダー基地をめぐる事態、厳しく対等を求めているという答弁でしたが、安心安全が確保されるどころか、住民との約束が次々破られ深刻化するばかりです。騒音被害も解消されない、約束を破

って車通勤がどんどん増え交通事故が発生する。住民合意もなく米軍住宅の建設が進められる。第二期の基地建設について説明会も要求しても開かない。防衛省とアメリカ軍には、住民の安心安全を確保する誠実な姿勢がないといわなければならないのではないのでしょうか。このことがはっきりしたのではないのでしょうか。いかがですか。その認識はいかがでしょう。

さらに、米軍レーダー基地につきまして、集団的自衛権の行使の場になる危険性について、お答えがありませんでしたので、再度答弁を求めたいと思います。

**【知事】** 繰り返しになるんですけれども、まさに地方公共団体と国との役割分担のなかで国際社会における国家としての存立にかかわる義務。これはまさに国の義務として、そして負託をうけている国会で今審議をされているわけですから。ただこの問題は大変重要な問題であり、この国の生き方を大きく変えかえない問題であるだけに慎重な議論を求めていくということでございます。米軍のほうは、本当に私も行きましたけれども、司令官もいつも真摯に答えていただいている。そのなかで十分に意思疎通ができていない部分があるのであれば、ここはしっかりと議論を踏まえてさらに求めていきたいという風に考えているところであります。集団的自衛権の問題は、たぶん、ちょっと誤解があると思うんですけれども。まず米軍基地のレーダーの情報日本が使う。それは日本の個別的自衛権のために使うわけですね。アメリカの方は自分の防衛のために使う場合があるかもしれない。それは集団的自衛権と関係ありませんので。それはたぶんアメリカの個別的自衛権の話なんで。集団的自衛権の問題がそこででてくるということが、よくわからないです。これは米軍基地のレーダーですから。

**【かみね・指摘】** 戦後70年の節目に立ちまして、日本を戦争する国にさせてはならない。こう思います。そしてこれが府民のみなさんの強い願いだと思います。知事としても憲法9条を守るとおっしゃっているわけですから、この立場からはっきりと声をあげていただきたいと思います。

また、米軍レーダー基地につきまして、明らかに住民の安心安全を侵害する存在であることが明らかになってきました。集団的自衛権行使の最前線基地だということも国会論戦を通じて明らかになりました。そういう意味では基地建設への協力も撤回することを強く求めて次の質問に移りたいと思います。

## ビジョン2—原発即時ゼロ宣言し安心安全なくらしを実現する

**【かみね】** 第二に、原発即時ゼロを宣言し、省エネと再生可能エネルギーによって、安心安全な暮らしを実現する京都府をつくるべきであります。

高浜原発3、4号機の再稼働に対して、今年4月14日に行われた福井地裁の運転差し止めの仮処分決定は、司法からの重要な判断となりました。

### 高浜原発再稼働に反対せよ

一つは、全国の四つの原発では、2005年以後10年足らずの間に5回にわたり想定した地震を超える地震が起きており、高浜原発で想定している以上の地震が来れば、施設が破損し、炉心溶融の大事故に至る危険があるということでもあります。二つには、想定している地震より下回る揺れでも冷却機能が失われ、炉心損傷に至る危険があるということでもあります。関西電力自身が、想定以内の地震でも、外部電源が断たれ、給水ポンプが破損により断たれるおそれがあることを認めています。三つには、使用済み核燃料が格納容器のような堅固な施設で閉じ込められておらず、使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性もBクラスであるということでもあります。

こうして、福井地裁は、新規基準に適合しても原発の安全性は確保されておらず、原発の事故が発生すれば、住民らは取り返しのつかない損害を被るおそれが生じることになると判断し、運転差し止め処分を決定したのであります。この仮処分決定に対し、関西電力が「事実誤認がある」と執行停止を申し立てており

ましたが、5月18日付で福井地裁は却下決定を出しました。

昨年5月の大飯原発運転差し止め判決で、住民の人格権侵害の危険のある原発の運転を差し止めたのに続く、今回の福井地裁の仮処分決定の司法判断は、非常に重いものがあります。そして、なにより福島原発事故によって、4年間を経ても、12万もの人々が故郷に帰ることができず、福島県の発表によれば小児甲状腺がんおよび疑いのある子どもが126人にのぼり、高濃度の放射能を含んだ汚染水が海に排出されるなど深刻な事態が進んでいます。こうした中で、原発ゼロをめざす府民運動はますます大きく広がり、府民の多数が原発の再稼働に反対し、原発ゼロを願っています。

こうした状況を踏まえれば、いま、知事がとるべき態度は、府民の安心安全を将来にわたって保障するために、原発即時ゼロを決断し、高浜原発の再稼働にきっぱり反対することであると確信いたしますが、いかがですか、お答えください。

関西電力は、この6月から家庭向け電気料金の再値上げを行いました。1カ月当たりの電力使用量が月300キロワットの標準家庭で現行料金の7860円から597円値上がりし、8457円となります。値上げ理由を「原子力プラントの再稼働の遅延にともなう火力燃料費等の著しい増加」としていますが、原発依存度の低い電力会社は、火力燃料費が増加しても黒字経営となっています。関電の場合は、原発発電ゼロにも関わらず、再稼働のために「維持費」を電気料金に組み込んでいることが高い電気料金の要因になっているのであります。このため、市民団体のみなさんからも「電気料金の値上げを中止し、原発に固執する経営方針を転換せよ」と関電への申し入れが行われています。

知事としても、関西電力に対し原発再稼働の方針を改め、電気料金の値上げを中止するよう求めるべきです。いかがですか。

私は、府北部の自治体を訪問して原発の再稼働や避難計画等について幹部職員から考え方や取り組み状況をお聞きいたしました。高浜原発の再稼働について、関電から住民への説明会の開催を求める声が強く寄せられました。住民の命と安全にかかわる問題であり、関電が住民のみなさんへの説明責任を果たすことは当然のことです。知事として、少なくとも30キロ圏内の自治体ごとに住民説明会を開催するよう関電に求めるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

原発事故の際の実効性のある避難計画については、まだまだ課題が多いと実感しました。たとえば、大地震や津波による被害が発生した時にどのように避難するのかについては、まったく検討されていません。ヨウ素剤の配布については、事故後の具体的な配布方法などは決まっています。実効性ある避難計画ができるかどうかは、原発再稼働を検討するうえで前提条件と考えますが、どのように考えていますか。

## 使用済み核燃料の中間貯蔵施設設置を認めるな

もう一つは、関西電力の八木誠社長が昨年9月の記者会見で、使用済み核燃料の中間貯蔵施設の候補地は「福井県外」「港がある」「発電所内」と発言したことで、府北部の自治体では戸惑いが広がっています。使用済み核燃料の中間貯蔵施設も、常時冷却しなければ大事故になりうる極めて危険な施設です。このため宮津市議会では、ふるさと宮津を守り育てる条例を今年3月30日に全会一致で可決し、使用済み核燃料の中間貯蔵施設に反対する姿勢を鮮明にしています。危険な原発の再稼働に突き進む関西電力が、使用済み核燃料の中間貯蔵施設を府内の自然豊かな地域に設置することなど到底許されません。京都府としても、使用済み核燃料の中間貯蔵施設を府内に設置することを認めない姿勢を明確にすべきであります。いかがでしょうか、お答えください。

今定例府議会に京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例案が提案されました。そのねらいとして、再生可能エネルギーの供給量の増大等を図り、地球温暖化対策の推進と地域社会及び地域経済の健全な発展を目指すとしています。昨年12月議会でわが党の成宮議員の質問に対し「原子力エネルギー・ゼロの京都を明確に示してきた」と答えていたにもかかわらず、原発ゼロをめざす姿勢が見当たりません。再生可能エネルギーの導入目標も原発ゼロにするための積極的な目標になっていません。さらに、広く府民に再生可能エネルギーの普及をめざす見地がないため、府民への直接的な普及支援の対策が欠落しています。

いま、府民のみなさんが求める再生可能エネルギーとは、原発のない社会をめざすためのエネルギー政策の転換です。この思想を貫くべきと考えますが、いかがですか、お答えください。

**【知事・答弁】** 高浜原発の再稼働についてでありますけれども、関西電力が運転差し止めの仮処分決定について、今も以前異議の申し立てを行っているんですけれども、私どもはやっぱり司法の決定、これを重視するのは当たり前であります。そして司法の決定に従う、これも当然のことではありますが、ご存じのように、これは国民の権利を保護するために三審制をとっているわけでありまして、そうした観点からもやっぱり司法の最終な決定というものを見ている見なければならぬというふうに思っております。それに従っていく、それは私も加味根議員もまた同じじゃないかなと思っております。

再稼働につきましては、今安心安全の確保の点から、関係の市町村も含め関電や国に対しまして問いただしている状況でございます。

次に電気料金の値上げについてでありますけれども、関西電力が昨年12月に値上げを表明した際に、私は直ちにさらなる経営合理化に努めるとともに、しっかりと説明を行うことを直接申し入れました。また5月8日には関西広域連合を通じて、一方的に電気料金の再値上げすることに強く反対するほか、原発の比率を引き下げるよう電源を見直すことや、宮津火力発電所の再稼働も要請をしたところであります。さらに国に対しても、今回の再値上げが真に必要なものでない限り許可を行わないことを、関西広域連合から強く申し入れたところであります。今後とも関西広域連合の各府県ともですね、歩調を合わせながら、関西電力に対しまして、最大限の経費削減や十分な説明責任を果たすよう要請を行って参りたいと思っております。

次に住民説明会でありますけれども、住民の代表である知事・市長・村長がですね、これは今、関西電力に対してしっかりと説明を受けているわけでありまして、まずこれが専決でありますけれども、そしてそのために府と7市で構成する地域協議会、全国で初めてだと思っておりますけれども、こういうものを設置しているところであります。住民への説明につきましては、この協議会を受けてですね、実際の避難を担当される自治体ごとにそれぞれの考えられるものじゃないかなと思っております。

また避難計画についてでありますけれども、すでに京都府及び7つの市町におきましては、広域避難要領や避難計画を作成しております。大地震・津波等自然災害時の避難についても、より実効性を確保するために、今国も調整に入っているところでありますけれども、避難計画の複数設定、道路管理者等による応急復旧、孤立等の海路及び空路による避難対応の検討を行っているところであります。

### 舞鶴、宮津とともに中間貯蔵施設に反対する

次に使用済み核燃料の中間貯蔵施設についてでありますけれども、これについては使用済み核燃料再処理する場合の一時保管を目的とするものでありまして、国内では平成15年に誘致を表明した青森県のむつ市においてのみ、整備が進められております。京都府内におきましては、舞鶴市長が市議会において中間貯蔵施設の建設は認められない旨を表明しましたし、宮津市では議員提案の条例が本年3月にふるさと宮津を守り育てる条例が本年3月に全会一致で可決されました。事実上反対の姿勢を明確にされたところであります。京都府といたしましても、両市の姿勢を踏まえ、これは同一の歩調をとって参りたいというふうに考えております。

再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例でありますけれども、これは多様なエネルギーがある中で、再生可能エネルギーの府内積極的な導入を図るため、今議会に提案しているものであります。

原発を段々フェードアウトしていく議論していくというのはやはり、火力発電やダムとか総合的な施策の中でいきますので、再生可能エネルギーでいけるといえるのは、やっぱりちょっとたぶん京都の場合無理じゃないでしょうかね。そうした中でも、我々としましては、地域住民と共同して再エネ設備を支援する、団体を登録し支援する制度や、府民の再エネに関する総合相談窓口を設置し、再エネ設備導入に関する個人向けの融資制度ですとか、中小業者等の自立型再エネ設備導入に対する税制支援制度などですね、全国でも例を見ない普及支援策を今回盛り込んだところであります。今後、本条例を最大限活かして、再エネの導入を促

進するとともに、徹底した省エネですとか、既存エネルギーの効率的な利用推進を通じて、府民生活の安心安全を守り、経済活動を維持発展させることが可能なエネルギーの安定確保を図ることで、京都ビジョン2040に掲げました「原子力エネルギーゼロの京都」を目指して参りたいと考えているところであります。

**【かみね・再質問】**今答弁をいただきましたけれども、最後に「原子力エネルギーゼロの京都」を目指すとおっしゃったのですが、それならば高浜原発の再稼働に反対すべきではないかというふうに思います。原子力規制委員長も規制基準に合格したら絶対安全ということではないと再三にわたって語っておられます。福井地裁の仮処分決定も、今の規制基準では絶対に大事故が起きない保証はないというものでありまして、両者の考え方は共通しているのではないかと思います。

そこで改めて、明確にされたいのですが、知事がなぜ、大事故を起こさないために、原発即時ゼロにしようかと決断されないのか。その理由を改めてお答えいただきたいと思います。

そしてもう一点、使用済み核燃料の中間貯蔵施設につきましては、関電が正式に表明するようなことがあってはなりません。その前に知事として明確にノーの声をあげる必要があるのではないかと思います。今言うべきではないでしょうか。いかがでしょうか、お答えください。

**【知事・再答弁】**原発の再稼働に関しましては、これは知事として安心安全の観点からしっかりと問いただしていく、これはやっぱり行政としての使命だと思います。

単なるドグマとかですね、そんなところで判断する問題ではなくて、府民全体のエネルギーの安定性とかそうしたものを考えながら、特に安心安全の観点からは、これは妥協なく頑張っていくというのが、私の対応であります。

それから中間貯蔵施設については、これは舞鶴や宮津がもう反対ですよと、私も同じですよというふうに言ったんですけども、そういうことで答弁しておりますので、ご心配なく。

**【かみね・指摘】**使用済み核燃料の中間貯蔵施設については、はっきりと関西電力にも要求をしていただくようお願いしたいと思います。

府民の安心安全に責任をもつためにどうするかという点ではやはり、高浜原発の再稼働にどう対応するかという点で問われていると思っています。原発は大事故を起こしうる、こういう立場からやはり、原発即時ゼロの政治決断を行い、再生可能エネルギーへの抜本的な普及に転換する。このことこそ、今京都府政に求められていると確信しているところです。そのことを指摘をして、次の質問に移りたいと思います。

### ビジョン3—地域循環型経済で発展めざす

**【かみね】**第三に、すべての中小企業と伝統・地場産業が商売繁盛し、地域循環型経済が発展する京都府をめざす必要があります。

消費税が8%に引き上げられた昨年4月以来1年間の国内総生産が、実質で1%のマイナスになりました。2008年の「リーマン・ショック」以来のマイナス成長です。勤労者の収入は消費税増税などによる物価上昇に賃上げが追いつかず、この1年間の実質賃金は統計を取りだして以来最大の3%もの落ち込みになりました。消費税の増税が国民の暮らしと経済に破たんをもたらしているのは、明らかです。

安倍内閣は、経済失政の誤りを認め、国民の暮らし最優先の経済政策に転換すべきです。一つには、国民の所得を奪い消費を冷え込ませる消費税の10%への引き上げを中止することです。二つには、非正規雇用を拡大する労働法制の規制緩和を中止し、中小企業への支援で最低賃金を引き上げ、正社員が当たり前前の社会に変えることです。三つには、社会保障の削減、縮小を中止し、安心できる介護、医療、福祉の充実をはかることです。四つには、富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革を行うことが必要であると考えます。



### 中小企業への底上げ支援は依然重要

そこでまず京都の経済と雇用を支える中小企業への支援の強化についてです。いま府内中小企業の7割が赤字経営を余儀なくされており、経営の底上げ支援は依然として重要な課題です。

私は、福知山市内のある鉄鋼業の中小企業をお尋ねして社長さんからお話を伺いました。平成元年に山間部に工場を移転し、その際の5億円の借入がバブル崩壊後重くのしかかり、従業員の給料カットや人員削減を余儀なくされながらも、国の再生認定を受け、碎石のプラントだけでなく、自動車、再生可能エネルギー、食品関係、医療関係でもユーザーの求める設備の機械を設計開発し販売するなど経営努力を行ってこられました。昨年4月には、大卒1人、短大卒1人、高卒1人を正規採用し、若者の雇用・育成にも取り組んでいます。しかし、利息だけでも6億円の返済をしてきたものの残金は依然4億8千万円あり、きびしい経営となっているとお聞きをしました。

このような技術力もあり、社会的にも貢献している優秀な中小企業の経営を支えるために、本府の支援対策の一層の強化が求められます。一つは、資金繰りへの支援の充実です。再生計画を作成し、再生支援資金の融資を受けている中小企業でも、より低利で有利な融資制度に借り換えられるよう制度を改善すべきです。いかがでしょうか。

### 固定費、省エネ設備投資の支援強化せよ

二つには、固定費への支援の強化が必要です。円安の下で原材料費が高騰し、この6月工場等の電気代が6.39%もアップし経営を圧迫しています。固定費を節約するための様々な取り組みについて補助制度を充実すべきです。今定例会に診療所や社会福祉施設の省エネ整備に対する補助制度が提案されていますが、中小零細企業の省エネ整備に対しても積極的に支援すべきです。いかがですか。

三つには、若者を正規雇用で積極的に採用し育成している中小企業が多くあります。若者の育成には年月もかかり、特別な経費も必要です。こうした若者の育成に対して積極的に支援する制度を創設すべきです。いかがでしょうか。お答えください。

### 商調法活用して商店街を守れ

次に、商店街の振興についてです。いま京都の商店街は、消費の冷え込みと大型店・大手系列店の大量出店の中できびしい経営を余儀なくされ、廃業・閉店に追い込まれるケースも少なくありません。こうした中で、商店街の役割について改めて光を当て抜本的な振興策を検討すべき時であると考えます。

商店街は地域住民、特に高齢者のみなさんの食生活や地域生活を支えるとともに、地域の賑わいやコミュニティ、ひいては住民福祉向上の担い手としてかけがえのない役割を果たしており、いわば公共性をもつ施設といわなければならないと思います。従って、この商店街の振興は、地域振興の重要な柱として、本府においてハード、ソフト両面で積極的に取り組むべき事業であると考えます。

そこで、商店街関係者のみなさんの意見や要望をお聞きしたことを踏まえ、いくつか商店街振興にかかわる対策について提案し質問いたします。一つは、商店街を特別に守る対策が必要です。大型店や大手系列店の出店については、わが議員団として一貫して規制の強化を求めているところです。あわせて小売商業調整特別措置法の積極的な活用を提案してきました。この法律は、小売商の事業活動の機会を適正に確保するとともに、小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去して国民経済の健全な発展を図るため、購買会事業に対する規制や中小小売商団体と大企業者との間の紛争についての調査・調整勧告・調整命令等について定めています。大型店の出店などに対して、中小小売商団体や商店街振興組合などが申し出れば、都道府県知事が国と協議しながら調査や調整勧告を行えるもので、この制度に光を当てるべきです。知事は、昨年12月の議会答弁で、「今後とも法の趣旨を踏まえて、紛争が起こった際には必要に応じ相談窓口を設けるなど、制度の適用についての周知を図るとともに、適正に対応してまいりたい」と答えており、商店街や関係団体に制度の周知を行い、積極的な活用をはかるべきです。いかがですか。

二つには、ハード面ですが、商店街の多くでアーケードが老朽化しています。商店街が改修などに積極的に取り組めるように財政支援を強める必要があると考えます。また商店街の街灯の電気代についても負担軽減を求める要望があがっており、本府としても助成制度の創設を図るべきです。いかがですか、お答えください。

#### 商店街振興につながるプレミアム商品券に

三つには、プレミアム商品券の問題です。事業規模は京都府が約7億円、市町村が約30億円、消費刺激効果が約140億円の見込みといわれていますが、消費の刺激は一時的であり、財源もすべて借金ですから問題があります。同時に交付金として活用できるのであれば、商店街など地域の振興につながるものになればなりません。京都府は、京都市をはじめ市町村の申請を事前に受けて計画を進めていますが、京都市の場合、大型店を3千平方メートル以上としたために、商店街の周りがある3千平方メートル以内の大手スーパーでも商品券が使えることになり、商店街の振興を考えているのかという批判の声が起こっています。京都府の補助金が入っているわけですから、今からでも見直すことを含めて改善を検討すべきです。いかがですか。

今後、京都府として、別途7億円の予算を計上して新たな消費刺激策を検討していると聞きますが、商店街や地域振興に真につながるものとすべきです。いかがですか、お答えください。

#### ビジョン4—非正規雇用脱却し若者が正規で人間らしく働ける京都府を

第四に、貧困と格差拡大、少子化の大きな原因となっている非正規雇用全国ワースト3位の状況を脱却し、若者が正規雇用で人間らしく働ける京都府をめざす必要があります。

その点で、いま国会で2度までも廃案になった労働者派遣法の改悪案を、安倍内閣が押し通そうとしていることは重大です。労働者派遣法改悪案は、正社員への道を閉ざしてしまうものであります。現行法は、通算3年を過ぎたら派遣労働者に直接雇用を申し込むよう派遣先企業に義務付けています。違反した場合、派遣労働者を正社員として雇用したとみなすという制度が10月1日からスタートします。

ところが今回の法案は、3年を上限とする期間制限を廃止し、派遣先企業が労働組合の意見を聞くだけで3年を超えて延長できるようにし、人を変えれば同じ部署での派遣も延長できるようになります。こうなれば派遣労働者の正社員への道は閉ざされ、生涯ハケンと正社員ゼロへ拍車をかけることになります。

このような労働者派遣法改悪案を廃案に追い込もうと政党や労働組合の違いを超えて運動が広がっています。先日、私は、ある大企業の連合系の労働組合委員長と懇談する機会がありましたが、連合もこれは認められないと頑張っているが、共産党さんも頑張してほしいと激励を受けました。

本府は、正規雇用拡大の目標をもって取り組むとしているのですから、派遣労働者の正規雇用の道を閉ざす労働者派遣法改悪案には反対すべきではありませんか。いかがでしょうか。

今定例会には、若者の就職等の支援に関する条例案が提案されました。ひきこもりやニートの若者の雇用の安定と職業能力の向上を図ることを主な目的にしたものですが、今求められる若者の雇用対策は、若者の二人に一人が非正規雇用で苦しんでいる状況を変え、正規雇用拡大の流れをつくっていくことであると考えます。

いま京都府のめざすべき目標は、すべての若者を対象に安定した雇用を拡大し、人間らしく働ける社会づくりであります。そのために、一つには、大企業の社会的責任を明確にし、その役割を果たすよう求めることです。大企業こそ正規雇用の拡大に積極的な役割を果たすべきでありますし、労働基準法の順守など人間らしく働く環境づくりに取り組むことが求められます。

二つには、若者の正規雇用の拡大や育成と定着を図る中小企業には、府として国や関係機関と協力して様々な支援を強化することが必要です。若者を積極的に正規雇用で採用する中小企業を積極的に支援していくため、雇用助成や教育の経費への助成など実施すべきです。いかがでしょうか。

## ブラック企業根絶への取り組み促進を

三つには、ブラック企業を根絶するとりくみをすすめることです。この間、青年の運動やブラック企業やブラックバイトの根絶を求める全国的な運動、さらにわが党の国会での論戦が力となって、厚生労働省がブラック企業の実態調査に乗り出し、悪質企業については企業名公表やハローワークで紹介しないなどの対策が取られてきました。

本府においても、わが議員団は、府としてブラック企業の根絶を宣言し、国と協力して実態調査に取り組むことやブラック企業・ブラックバイトをなくすための取り組みを提案してきました。依然としてブラック企業やブラックバイトが存在しており、府として国と協力して取り組みを進める必要があります。以上の諸点についていかがお考えですか。お伺いいたします。

本府として、京都の経済界に「短時間正社員」「地域限定正社員」という働き方を呼びかけるとのことですが、短時間の仕事や地域限定の仕事がなくなれば、雇用が奪われかねないことになります。このような不安定な働き方を府が働き掛けることは、安定した雇用の拡大の観点から間違っているといわなければなりません。時間や地域などの限定のない正規雇用の拡大の取り組みに改めるよう強く求めますが、いかがですか。

最低賃金引き上げに係る国の中小企業支援策、いわゆる「業務改善助成金」については、一層の改善が必要です。この制度は、賃金を増やすとともに、生産性向上などの設備投資を行った場合に、その実施経費の一部を助成するものとなっており、中小企業の賃金引き上げに重要な役割を果たしています。京都府においても一昨年から適用地域となってきましたが、助成対象労働者の時間給 800 円未満とされた部分が据え置かれ、現在 789 円の最低賃金の今年度改定により、再び京都府が助成対象から外れる可能性があります。また、要綱の改正により、従来助成対象とされた経費が対象外とされるなど、中小企業にとって使い勝手の悪いものとなっています。対象労働者の時間額を 800 円から大幅に引き上げるとともに、中小企業にとって活用しやすい制度となるよう改善を図ること、さらに税や社会保険料の事業主負担分の減免など中小企業への直接支援制度を創設し、賃金支払いの原資を確保できる制度として大幅な予算増額を図るよう国に働きかけるべきであります。いかがですか、お答えください。

**【知事】** 中小企業の融資制度でありますけれども、平成 27 年度から制度の簡素化や利率の大幅引き下げによりまして、セーフティネット機能の充実を中心に、分かりやすく、使いやすいように見直しを行いました。この中で再生支援基金は、中小企業が策定する再生計画に基づき利率を設定しておりますので、金利自体の軽減につきましても、再生計画の見直しで事実上借り換えと同じ効果にできるようにしておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。その結果、全国トップのまさに実績を上げて、他府県の見本にもなっているというふうに考えております。

小規模事業所はじめとする省エネ設備導入支援についてでありますけれども、経営効率化のための設備導入への助成なども含めて、平成 23 年度以降 4 年間で、約 2500 件、20 億円にのぼる支援を実施して参りました。今年度もすでに当初予算におきまして、工場向けの HEMS や BEMS、Battery Energy Management System や Building Energy Management System ですが、これを普及させるための京都 EMS 推進事業や省エネ効果のある機器への更新で成果を上げている中小企業知恵の経営ステップアップ事業などにおいて措置をしているところであります。加えて、今まで措置をしていなかった診療所や社会福祉施設などの特に配慮を要する施設の省エネ化を多くきめ細やかに支援するための予算を今回お願いをしているということでありまして、まずはこれの執行に全力をあげていきたいと思っております。

在職者の若者の人材育成の支援については、職場定着が重要でありますので、必要な対策を国に要望して参りました。その中で昨年度、雇用基金の地域ひとつづくり事業ができました。まさに私も先頭に立って、この到達に動いたところであります。そして京都府では、これを活用して介護福祉の現場で働く職員のスキルアップ研修や、職場環境改善の支援、さらには就労環境改善チームの企業訪問による若者の離職防止と就労環境向上のためのアドバイスといった対策を実施しているところであります。

加えて伝統産業の分野では、若者が現場で働きながら技能を高め、就職や自立につなげる OJT 事業を平成 25 年から実施しておりますし、伝統産業におけるマーケティング力や、商品開発等を学ぶ京都職人工房を京都リサーチパーク内において運営するなど、若手の担い手育成を支援しているところであります。

また産業支援機関では、技術・経営面での多様な研修事業を実施しております。こうした取り組みを通じ、今後とも引き続き、中小企業を支える若者の人材育成に対するの支援に取り組んでいきたい。しっかりと OJT をやることによって、中小企業と若者を結びつけていくという予算もお願いをしているところでありますので、よろしく願いをいたします。

次に、小売商業調整特別措置法についてですけれども、この法律が中小小売商と大企業との紛争解決等の緊急避難的な措置でありますので、既存の相談窓口に来られた方には、制度の活用を説明しているところでありますけれども、今後新たに設置する予定の商店街の創生センターにおきましても幅広く周知していきたいというふうに考えております。

商店街の環境整備につきましては、これまでから国や市町村と連携して、賑わい倍増商店街づくり支援事業や商店街の安心環境整備事業などを通じて、商店街のアーケード改修や街路灯の LED 化などのハード整備事業を支援しております。今年も引き続き実施していく。街頭の電灯ってのは、これはたぶん市町村のまちづくりとの関係ですから、京都府が支援という形はなかなかないんじゃないかと思っておりますので、こうした LED 化のような形で、我々としては支援をしていきたいなというふうに思っております。

地域の消費刺激策につきましては、京都府としては商店街や観光振興、地産地消、地域力ビジネスなど、府の重要施策との連携もとに、単に商品券の販売だけではなくて、広域での経済効果や産業振興も狙った一石二鳥を目指した形で商品券等を発行することにしております。商店街対策は、これはやはり市町村における必要が中心になっておりますので、市町村と共同してやろうってことで、今回市町村との共同事業に踏み切っているわけでございます。その中で、京都市の地域商品券でありますけれども、3千平方メートル未満の店舗に利用制限を設けていないのは、市民の日常生活に欠かすことのできない食品スーパーや地元中小企業の家具店、生活協同組合など、市民の生活に密着した店舗の規模や分布等を踏まえて、市民の利便性と中小企業振興を考慮して、京都市が判断をされたものであるんですけども、京都府といたしましては、こうした地域の実情に一番詳しい市町村の判断を尊重するという立場で共同で取り組んでいるところであります。

次に若者正規雇用についてでありますけれども、労働者派遣法の改正につきましては、これまでから国に対し、労働法制の見直しに当たっては、正規・非正規の格差是正や、正規雇用など質の高い安定雇用の拡大に努めるとともに、労働者を守るセーフティネット機能が縮小して、不安定な非正規雇用者が増大することのないよう十分配慮することなど、誰もが安心して働ける雇用の安心の実現を要請しているところであります。

それからブラック企業につきましては、これはもう不法行為であり当然認められるものではありません。府といたしましては、労働局とも連携し、中小企業の就労環境の向上を支援するため、職場環境の診断・改善など、専門家によるアドバイザー派遣を昨年度は 220 回も実施するなどですね、さらに中小企業の職場環境の設備改修等の補助も行っているところであります。

また京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクトにつきましては、中小企業の新規事業創造と合わせ、2年間で 1500 人を超える正規雇用を実現するとともに、先程もお答えしました通り雇用基金などを活用して中小企業における人材育成から定着支援までですね、協力に実施しているところであります。

なお今議会に提案しております京都府若者等就職支援に関する条例では、全国で初めて、事業者に正規雇用など安定した雇用の確保を求めるとともに、若者の正規雇用につながる支援施策展開を盛り込んでいるところであります。

「勤務地限定正社員」、「勤務時間限定正社員」制度につきましては、これは人によってはやっぱり「この地を離れたくない」、「こっからは行きたくない」とかですね、顧客との関係でどうしても時間が限られるという方もいらっしゃると思いますので、時代の流れとともに多様な選択肢として位置づけるということは、私は必ずしも悪いことではないというふうに思っています。ただ使い方によってね、何か切り捨てのようなこと

になってはいけないということは、そういうことでありますので、それは引き続き労働局とも連携し、正しい使用ということをしっかりと呼びかけていきたいというふうに思っております。

一方将来に向けてキャリアを積んでいくことが必要な若者が不本意非正規労働者である場合は、これは正規雇用に転換していく支援策にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

国の業務改善助成金についてでありますけれども、この基準額の引き上げについては、京都府も協力を国に対し要請してきているので、昨年2月から引き上げられ、京都府もおかげさまで助成対象地になりましたけれども、引き続き制度改善について要請していきますとともに、労働局と連携しながら制度の周知促進に努めて参りたいと考えております。

## 正社員拡大の流れをつくる方向に舵を切れ

**【かみね・再質問】** 中小企業への支援につきましては、底上げ支援というのは依然として重要な課題です。省エネ設備への支援、予算化をしてやっているということですが、全ての中小企業で取り組むようなところでも予算がちゃんと使えるように予算額の充実など、一層の拡充を求めておきたいと思えます。

それから商店街振興につきましては、大型店立地法では1千平方メートルというのが、大型店の基準になっていて、商店街の周りに1500、2000平方メートルの大型店が林立をするという状況で、商店街振興を本当に考えたら、商品券はやはり商店街が使えるようにやはりすべきであって、3千平方メートルとしたことによつて、そういう大型店にお客さんが流れてしまう、商店街に来ない、こういう状況が生まれますので、ここはやはり改善をすべきだというふうに求めておきたいと思えます。

そして商調法については、活用を進めて行くと、周知を図るということですので、実際に商店街や中小企業が活用できるように、踏み出せるように支援をしていただくよう強く求めておきたいと思えます。

雇用問題で、限定正社員を何か認めるかのような答弁でしたが、これはやはり正社員拡大の流れをつくるという方向に舵を切るわけですから、それに逆行するものがあります。そういう意味では、こういう考え方はやはり改めるべきだということは申し上げておきたいと思えます。

私が質問をしてお答えがなかったのですが、この正規雇用拡大のうえで、大企業の果たす社会的責任ですね。私は単なる要請に留めず、大企業がどれだけ正規雇用拡大目標を持って取り組んでいただくのか、そういう協議はやっぱり大企業・経済界に率直に提起をして、計画をもってもらうような、そうした状況をつくる必要があるのではないかというふうに思いますけれども、その点については特に再答弁を求めたいと思えますので、よろしくお願ひします。

**【知事・再答弁】** 経営者協議会やですね、そうしたところ通じて我々常々要請しているところでもありますけれども、やはり京都の企業、雇用の9割これ中小企業なわけですよ。ですからやっぱり、中小企業がきちっと正規雇用に歩みを進めていく、そういうことが大事でありまして、もちろん今回の若者就職支援条例もですね、別に事業者は大企業中小企業と分けているわけではなくて、やっぱりできるところしっかり正規雇用に結びつけていくということをお願いをするということが筋じゃないかと思えます。

**【かみね・指摘】** 若者の就職支援の条例案が出されて、事業者の正規雇用拡大の責務を明記したわけですから、やはりそこからさらに進んで、特に大企業は正規雇用拡大の力を持っているわけですから、目標をもって取り組んでもらうように、具体的に働きかけをしていくべきだということは、強く求めて次の質問に移りたいと思えます。

## ビジョン5—安心して暮らせる社会保障の充実に取り組む

**【かみね】** 第5に、府民がいつでもどこでも安心して暮らせる社会保障の充実に取り組む京都府をつくるべきであります。

国は、国民の生存権を保障するために、社会保障の増進に努める責務を負っています。ところが安倍内閣

は、社会保障を、自助、共助、公助を基本に、給付を重点化・効率化し、公費を限定していくという考え方を推し進め、今年度の政府予算では社会保障費の 3900 億円もの削減を強行し、国民の生存権を脅かしています。

### 介護報酬削減見直しを国に求め、人材確保、質向上に独自支援を

介護の分野では、介護報酬の大幅引き下げが強行され、介護事業所の運営に深刻な影響が起こっています。私は、ある介護施設を訪問して施設長さんに話を聞きましたが、「今回の介護報酬削減で月額約 60 万円、年間 700 万円以上の赤字になる、今後、非正規雇用の割合を増やすなど人件費の削減で対応せざるを得ない」といわれました。非正規雇用が増えれば低賃金と不安定さでヘルパーや職員がさらにやめていく事態や人材不足が加速し、お年寄りとの信頼を基にした介護サービスの継続が保障されず、質の低下も進んでいくこととなります。また、グループホームへの報酬額が 5.7%削減し、小規模の施設はやっていけないだろう、合併していく可能性もあるといわれています。こんなことになれば、お年寄りの生活にも重大な影響が出てきます。

知事は、今回の介護報酬の削減の影響を調査するとしていますが、どのように把握していますか、福祉人材の確保や介護サービスの質の問題も含めて、考えをお聞かせください。介護事業所の人件費の削減や介護の質の低下にならないようにするためには、やはり介護報酬の削減の見直しを国に強く求める必要があります。同時に、京都府としても、市町村とともに、介護事業所の福祉人材の確保と介護の質の向上を図るために、独自の支援を行うべきです。たとえば、産休・病休・介護休暇の代替職員を配置する費用や、職員の研修を促進する費用などに財政支援を行うべきです。いかがですか、お答えください。

本年 8 月から、低所得者に対する施設の食費・部屋代補助の支給に配偶者の所得や預貯金等の要件が追加され、低所得者の負担増がすすみます。また、合計所得金額 160 万円以上の人のサービス利用料が 2 割に値上げされます。利用者からは、「施設を出なければならなくなる」「介護サービスを減らさざるを得ない」など負担増への怒りと不安の声が出され、職員からは「どう対応したらいいだろうか」と戸惑いの声広がっています。

知事、こうしたお年寄りの声と介護事業所職員の声をどのように考えますか。私は、お年寄りが必要なサービスを受けられなくなることは許されない、国に対し見直しを求めるとともに、この際、京都府と市町村と協力して負担軽減策を実施すべきであると考えますが、いかがですか。

### マル老の所得制限強化の撤回と制度の周知徹底を

医療の分野ではどうでしょう。京都府独自の老人医療助成制度改悪の結果、医療費助成を受けてきた 65 歳から 69 歳の方の自己負担が 4 月から 1 割が 2 割に 2 倍になりました。70 歳、71 歳の方もそうです。そのため町の医療機関では、窓口で医療費も薬代も 2 倍に跳ね上がったため、患者さんから「なんでや。そんな金払えない」と医療機関が叱られる事態が起こっています。家庭で療養している患者さんからは、月 9 千円だった医療費が 1 万 8 千円になり、「往診を減らしてほしい」という声が出てきています。低所得のお年寄りの生活を直撃し、明らかに受診抑制が始まっています。住民福祉の後退が起こっています。府独自助成制度の改悪に改めて強く抗議するものです。

本府の役割は、国の医療制度改悪に対して、防波堤となって、お年寄りの福祉を守ることにあるのであって、国と一体で福祉切り捨てを押し付ける姿勢は改めるべきです。住民福祉向上というなら、府独自のお年寄りの医療費助成をただちに元に戻し、74 歳まで 1 割負担にしていくべきです。8 月から実施が予定されている所得制限の強化は、お年寄りの生活を苦しめ、生活困難をもたらすものであり、撤回すべきです。また、この医療費助成制度を知らない府民がまだまだおられますので、制度の周知は引き続き徹底して行うべきです。いかがですか。

### ビジョン 6—府の地方創生戦略では暮らしと地域の破壊が進む

第6に、地方創生についてです。そもそも大企業の経済成長最優先で農林漁業や中小企業、地方経済を衰退させ、庶民増税と社会保障の削減、非正規雇用の拡大などで人口減少と国民生活の困難に拍車をかけてきたのが、歴代の自民党政府の政治でした。安倍内閣は、これまでの政治の反省や見直しをすることなく、消費税増税と社会保障削減を中心とした財政再建策と大企業の経済成長戦略をさらに推進しようとしています。それを地方で進めるのが、地方創生戦略と言わなければなりません。その特徴は、公共施設等の集約化や拠点都市、コンパクトシティへの集約化、企業拠点の誘致競争など選択と集中、特定企業の成長を進めることが中心であり、このような政策方向では、住民生活と地方経済の困難を解決できるとは思えません。

本府は、6月1日の京都府地域創生推進会議に地方創生戦略の策定に向けてという検討資料を提出しました。この中で、新しい地域をつくるとして、「中小都市がそれぞれの個性や資源を活かしながら機能分担・役割分担し、エリア全体で都市機能や生活サービス機能を維持する圏域行政にシフトする」ことを掲げています。これは、それぞれの地域の自治を基本とした地域づくりでなく、公共施設などの集約化で市町をまたいだ広域で地域づくりを進めようとするものであり、周辺地域の切り捨てを促進するものではありませんか。

このような地域づくりが失敗したことは、市町村合併による現実を見れば明らかです。京丹後市では、合併により小中学校68校が17校に統廃合され、約7割の子どもたちがバス通学になりました。バスに乗り遅れ、親が車で送れない子どもは路線バスで昼ごろ学校に着くことになり、学習権が侵害される事態が起こっています。バスの都合で学校のカリキュラムが決まる状況も生まれています。

南丹市では、園部町以外の3町の人口が5割あり、面積が83%もあるのに、市の職員配置は本庁に345人、周辺の3つの支所に43人となっています。支所の健康福祉課と産業建設課が統合され、取扱業務のなかで母子手帳の交付、妊婦健診、医療支払資金の貸付、生活保護に係る相談、医療券事務、すこやか子育て医療支給、保育所に係る相談、申請受付など住民生活に欠かせない多くのサービス業務がなくなり、本庁に移管されています。住民の方からは、「本庁まで行けないので職員さんをお願いしたが、ここでやってもらえないのはおかしい」と批判の声が上がっています。知事、市町村合併によってこのような深刻な事態が起こっていることについてどのように考えますか。お答えください。今後、その二の舞にならないという保障はどこにあるのですか、お答えください。

地方の再生を図るためには、住民自治の取り組みを積み上げながら、それぞれの地域の住民生活と農林漁業や地場産業の振興をはかることを最優先で取り組まなければなりません。京都府と国はそれを応援すべきです。

### サッカースタジアム建設着工前提の予算は撤回せよ

【かみね】最後に、亀岡のサッカースタジアム計画についてです。6月9日に開催された京都府平成27年度第2回公共事業評価に係る第三者委員会は、亀岡の専用球技場「京都スタジアム計画」を議題としましたが、委員から「環境問題やアユモドキの保護等の自然などについて今出されている資料だけでは評価できない」「治水の点で懸念が残る」など計画に対する異論が続出し、「実証実験が終了し評価が終わるまでは、本体工事にかかれない」と確認しました。

そもそも水害が多発している地域で、亀岡駅北側の開発とサッカースタジアムの建設など大開発をすすめることが治水上問題がないのかどうか、専門的な検討や検証がなされないまますすめられることは重大です。亀岡市民からも大きな疑問や批判が巻き起こり、市民の中では駅北開発とサッカースタジアム計画に反対する運動も広がってきています。治水問題については、検討委員会を立ち上げて検討すべきです。いかがですか。また、公共事業評価に係る第三者委員会の議論や亀岡市民の批判の声を無視して、サッカースタジアム建設工事の着工を前提とした予算が提案されるのは、おかしいではありませんか。予算案の提案を撤回し、計画の見直しを行うべきです。いかがですか、お答えください。

【知事】社会保障についてでありますけれども、平成27年度の国の社会保障関係予算は約一兆円増額の31

兆5千億円となっております。介護保険料の低所得者軽減や地域包括ケア費などが充実された一方で、介護報酬改定で処遇改善加算等の増額があるのですが、全体としてマイナスとなっております。そういう点では影響を心配しているところでもあります。京都府では改定の影響が極力出ないように事業所への説明会を年度末に3回、北部・南部で開催しまして、各種加算の取り扱いなどの内容を周知してまいりました。5月末の時点では運営困難ということで廃止された事業所はないのですが、また、事業所数も減少してないのですが、これから報酬支払いが6月末にありますので、関係団体と連携し7月中にはこの影響について事業所の声を聞いていきたいと思っております。

高齢化が進行する一方で、この福祉人材確保のほうは非常に問題でありますけれども、そのなかで私としては国に先駆けて、京都福祉人材育成認証制度による事業所支援などに取り組みまして、24年度から3年間で介護福祉人材6707人が増加いたしました。さらに今年度から新たに7千人の確保を目標として取り組んでおります。とりわけ厳しい状況にあります府北部地域におきましては、関係市町村と広域的に連携いたしまして、北部福祉人材養成システムを展開しております。この春からは舞鶴市では介護福祉養成校、福知山市では現任者研修施設が開校し、人材の確保やキャリアアップをはかることにしております。

また、介護事業所の産休・病休等の代替職員確保については、基本的に介護報酬のなかで対応するというものでありますけれども、人材確保が厳しいことにかんがみ、京都府の独自事業としてとりくんでおります。再就業支援や介護福祉職をめざす方への紹介予定派遣制度等で、代替職員確保策としての活用が可能となっているところでございます。

介護保険の利用者負担につきましては、高齢者が必要なサービスを安心して受けられるよう、これまでから国に対して低所得者対策の充実をくり返し要請するとともに、これはもう京都府も大変な額を投入してこの制度を支えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。さらに府が財政支援を行い、社会福祉法人による低所得者の利用料の軽減措置をすでにすべての市町村で実施しているところであります。今後とも国に対しては、低所得者対策のいっそうの充実を求めてまいりたいと考えております。

次に、老人医療助成制度でありますけれども、これは多くの府県が制度を廃止して、現在6県でありますけれども、そのなかでは京都府がこれは完全に全国トップの水準を維持しているところであります。この点はやはりご理解いただきたいと思っております。どこの都道府県と比べていただいても結構でございます。

また、今回の見直しにつきましては、府民だよりをはじめ京都の医療機関など関係機関と連携し、きめ細かく周知を払ったところであり、今後とも市町村とともに、制度のよりいっそうの周知をはかり円滑な制度運営に努めてまいりたいと思っております。

地方創生でありますけれども、これはまあ、市町村合併はそもそも市町村の自主的主体的な判断で組み込まれたものなのですが、実際問題としてはですね、京都府においては合併していない市町村のほうがかつて厳しいのですよ。財政的にも、職員の給与だってそうでしょう。合併していない小規模市町村のほうが大変な厳しい状況にあるので、京都府は市町村支援事業を一生懸命にやって何とか支えているのです。そうした点は全体を見て判断をしていただきたいなと思っております。

広域的な地域づくりにつきましては、先ほどの福祉人材確保システム、これは舞鶴と綾部と福知山が一生懸命話し合って、それぞれ役割分担をしようから初めてできるのです。だから、こういった形でいけるように圏域的行政を進めているわけでありまして、それは全部なんかできないですよなかなか。そういった事情をしっかりと勘案して、いま市町村が一生懸命取り組んでいるということを理解していただきたいと思っております。ですから私どもとしましては、そうした市町村を支えるために今回も小さな拠点のようにですね、できるだけ細やかに地域において住民生活が充実していけるような施策を講じているということであります。

次に、京都スタジアムについてでありますけれども、先ほど田中英夫議員にお答えしましたとおり、京都府の公共事業評価第三者委員会におきまして、これは慎重なご審議をいただき、条件を付けて了解いただきましたので、私どもはこの条件を守っていきたく思っているところであります。スタジアム整備にともなう治水対策につきましては、これは環境保全専門家会議にですね、河川工学の専門家にこれは参画をいただきまして、専門的な見地からしっかりと議論いただきました。そして、結果、対象とする洪水の考え方、



氾濫解析による治水の影響を評価する検証方法で、「問題ない」というふうになっているのですけれども、具体的にはスタンド地下部分に貯留ピットを設けるとともに、外構部分の地面を掘り下げるなどの対策を講じることによりまして、平成16年台風23号の雨量数値をもとに、100年確率規模に降雨量を増やしたときの洪水、これはまあ日吉ダムの整備以降の最大の洪水であった平成25年の台風18号による洪水より大きな規模を想定して、洪水に対して解析した結果、ピーク流量、ピーク水位、浸水面積において、スタジアム整備の影響が生じないことを確認していくというなかで対応しておりますので、これはしっかりとした議論のもとにやっております。もちろん、治水施設ではありませんからですね、そういう関係ではないのですけれども、そういった影響に対してはしっかりと我々は検討してやっているとおりであります。まあ、亀岡市の話ではやっぱりそれは民主主義ですから、最終的に亀岡の民主的ななかで選ばれてきた議会や首長さんの意見というものを、これは亀岡の意見として尊重するというのが民主主義の基本ではないでしょうか。

**【かみね・指摘・要望・再質問】** 介護報酬削減の影響については、引き続き調査をするということでありました。多くの事業所で大きな赤字が出る見通しとなっていて、経営できない深刻な状況に追い込まれる危険があります。絶対放置することはできませんので、国に対してこの削減の見直しを強く求めていただきたいと思っております。独自支援策として、代替職員の配置とか一定対策をとっておられるということでありましたけれども、お聞きをした施設長さんは、「そういう対策は何もありません」というお話でした。広く使えるような制度として充実をしていただきたいと思っておりますので、これはとくに要望しておきたいと思っております。

老人医療費助成制度ですが、まあ、トップ（の制度）としてがんばっているとおっしゃっていただけますけれども、そんなふうには言っている場合じゃないのですよ、ただ。トップかもしれませんけれども、値上げをされたおとしよりはそれで医者にかかれない、受診抑制するという深刻な事態になっているので、こういう深刻な事態をそれでいいのかということなのです。そういう影響が出ていることをしっかり直視しようね、これでいいのかということをやっぴり見ることが住民福祉の向上を図るとする地方自治体の本来の役目なので、これについてはやはり、影響についてちゃんと検証するということが必要だということは強く求めておきたいと思っております。

それから、地方創生についてですけれども、伊根町とかは確かに財政で苦しんでおられていますが、しかし、同時にきめ細かな施策をもって、地方の振興にもものすごい努力をされていて、あの舟屋の里など、多くの観光客を呼び込んで努力をされているわけで、小さな町であってもそうやって地域の再生、振興をはかることができるという典型的な見本でありまして、財政的な面なんかは大いに国のお金ももらいながら、京都府がしっかりと支援するということで支援していくべきであって、そういう地域の住民自治を基本にしたそういうとりくみがやはり大事だということは、伊根町などは示しているのです、さらに拡充していくという取り組みとして地方創生は考えるべきだと思います。

市町村合併によって、どういうことが起こっているのかということをおっしゃっていただきましたけれども、やはり周辺が切り捨てられているのですよ。それで、福祉や暮らしが成り立たない状況になってきているので、これでは地方創生にならないわけで、そういう状況をちゃんと底上げして、生活できるようにする。農林漁業をしっかりやっぴりできるようにする。これが本来の地方創生の考え方ではないかと思っておりますので、そこは厳しく指摘しておきたいと思っております。

亀岡のサッカースタジアムですが、第三者委員会の議論は、アユモドキの保全については今の資料では評価できないという見解で一致しているのでしょうか。今後の実証実験（の結果）を見ないとわからないということなので、こんな状況でどうして建設のための設計の準備の予算がいま通って準備が進んで行くのか。おかしいなあと思うのですよ。さらに、治水でもですね、京都府議会もそうですけれども、氾濫解析の検討はしたと言うけれども、議会に詳しい説明がされて、検討した経過あるいは専門家のみなさんが検討した経過というのはあるのでしょうか。そして実際、第三者委員会の専門委員さんが、治水対策についてはさらに検証が必要ではないかと、専門家を交えた検討委員会を立ち上げて検討すべきではないかということをおっしゃっているわけですから、これもまだ途上なのです。そういう意味では、第三者委員会の議論の到

達は、今後慎重に検討しなければいけないというのが到達であって、いま建設予算をつけるという到達になっていないというふうに私は受け止めざるをえないのですが、知事のその議論の到達についての認識をもう一度お聞きしておきたいと思います。

**【知事 再答弁】** サッカースタジアムなのですけれども、基本的には了解をえているのです。ただ、確認をしていかなければならない点があるので、それは時間の経過的に確認をしていきたいと思います、それまで、建設の設計計画等は進めていいですよという形でご理解いただいているわけであります。治水の問題についても、専門家会議のほうでこれは環境専門にしっかりと議論しておりますので、そのなかで第三者委員会でもさらに聞きたいというのは、もちろん聞いていただければ結構でありますけれども、十分そうした経過をふまえて了解をえているところでございます。

**【かみね 指摘・要望】** サッカースタジアムにつきましては、第三者委員会でも治水についても、さらに検討が必要という意見が出ていることは重く受け止めるべきだと思います。そして、氾濫解析で影響はないという話もありましたけれども、それは、スポーツ振興課が行った解析結果だそうですね、その内容についてもくわしく市民的にも議会のなかでもまだ明らかにされていません。それにもう一つ、河川課が行ったとされる解析結果では、1センチから2センチ上昇するという結果も示されているという話も聞いているのですよ。そういうこともありますから、治水対策でも引き続き検証が必要だと思いますから、私は建設のための予算案を撤回し、抜本的な見直しを行うよう強く求めておきたいと思います。

最後に、戦争か平和かの歴史的岐路に立つこの府議会です。戦争法案を廃案に追い込み、憲法9条を守りぬくこと。そして、府民生活の困難が増す中、住民福祉向上、これに力を尽くす京都府政の役割がいまほど求められているときはないと思います。そうした政治にしていくために、府民のみなさんと力をあわせて全力あげることをお誓い申し上げて私の質問を終わらせていただきます。ご清聴、まことにありがとうございました。